

各務原市消防団車庫等修繕等に関する補助金交付要綱

(平成 1 1 年 2 月 3 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自治会所有の消防団の車庫及び詰所（以下「車庫等」という。）等の修繕等に対し、予算の範囲内で各務原市消防団車庫等修繕等に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和 3 8 年規則第 3 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第 2 条 この要綱による補助金の交付の対象となるものは、補助事業を行おうとする自治会又は補助事業完了後 1 月以内の自治会とする。

(補助事業等)

第 3 条 補助事業、補助対象の経費、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額は、補助対象の経費から 5 万円を控除した額に補助率を乗じた額とし、補助限度額を上限とする。

補助事業	補助対象の経費	補助率	補助限度額
(1) 車庫等の修繕	車庫等の修繕に係る経費	1 / 3 以内	5 0 万円
(2) 火の見やぐらの修繕又は取り壊し	火の見やぐらの修繕又は取り壊しに係る経費	1 / 3 以内	2 0 万円
(3) ホース乾燥塔の修繕	ホース乾燥塔の修繕に係る経費	1 / 3 以内	2 0 万円
(4) 防火水槽の取り壊し	防火水槽の取り壊しに係る経費	1 / 3 以内	3 0 万円

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、補助率又は補助限度額を変更することができる。

3 算出された補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(交付の制限)

第 4 条 この要綱又は各務原市消防団車庫建設等に関する補助金交付要綱（平成 5 年 8 月 2 0 日決裁。以下「旧要綱」という。）の規定により、補助金の交付を受けた後 7 年（旧要綱の規定により、車庫等の建設に係る補助金の交付を受けた場合にあっては 1 5 年）未満に、自治会が当該施設の修繕を行おうとし、又は行った場合は、

補助金の交付の対象としない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、対象とすることができる。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 25 日決裁）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の各務原市消防団車庫等修繕等に関する補助金交付要綱の規定は、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 6 日決裁）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の各務原市消防団車庫等修繕等に関する補助金交付要綱第 3 条第 1 項の表の規定は、この要綱の施行の日以後の防火水槽の取壊しに係るものから適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。